

名称：無効審判審決取消請求事件

知財高裁：平成21年（行ケ）第10208号 判決日：平成22年6月30日

判決：請求棄却

意匠法第3条第1項第3号

キーワード：意匠の類否

[概要]

原告は、以下の点を主張した。

『本件意匠中の五角形のディンプルは、六角形のディンプルが辺を共有するようにして一列に連なっているひとまとまりの図形の起点に位置しているし、六角形のディンプルよりも小さいから（六角形のディンプルの面積の約3分の2）、座布団の表裏を所々で点状に縫い合わせたような窄まり感又はリズム感のある美感を生じさせるアクセントとして機能している。したがって、看者が本件意匠を見れば、五角形のディンプルを容易に看取することができ、六角形のディンプルの中に埋没するものではない。』

これに対し、被告は以下の点を主張した。

『ゴルフボールの需要者が本件意匠の各図を見たとき、いちいち六角形のディンプルの列を目で追うことはないし、五角形のディンプルと六角形のディンプルとではその大きさに顕著な差異がないから、五角形のディンプルは六角形のディンプルに埋没しており、原告が主張する窄まり感やリズム感のある美感は生じない。』

[争点]

本件意匠と引用意匠の類似性

[裁判所の判断]

『本件意匠の登録出願当時（上記原出願時たる平成6年4月20日）、ゴルフボールのほとんどに円形のディンプルが採用されていたことが認められるから、六角形のディンプルを採用し、しかもボールの球面全体に、多数のディンプルが、隣接するディンプル同士が辺を共有するように密に配列したという、本件意匠と引用意匠の前記一致点は、極めて強い形態的特徴を表出するものであって、看者が最も着目する基本的な構成態様である。他方、本件意匠の五角形のディンプルは、総数362個のディンプルのうちわずか12個を占めるにすぎず（3%強）、分散して配置され、上記の五角形のディンプルの大きさとその余の六角形のディンプルの大きさとの差もさほど顕著なものではないことに照らすと、審決が説示するとおり、五角形のディンプルを図面上強調して示して初めて看取できる程度の、その余の圧倒的な個数の六角形のディンプルに埋没した目立たないものであるというべきである。』

[コメント]

原告は、五角形のディンプル部分が本意匠の要部であり、類否判断に大きな影響を及ぼす点を主張したが、意匠の審査基準 第2部 意匠登録の要件 第2章 新規性(4)(i)には以下の基準が示されている。

対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価

各共通点及び差異点における形態が、対比観察した場合に注意を引く部分か否か及びその注意を引く程度は、

- ・ その部分が意匠全体の中で占める割合の大小、
 - ・ その部分が意匠に係る物品の特性からみて、視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分か、
- により認定・評価する。

したがって、意匠の要部として主張したい部分は、ある程度大きく描くなどの工夫が必要であると思われる。